

徳島県トラック運送事業者「持続可能な物流」支援金交付要項

令和5年11月1日

徳島県トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業事務局

(一般社団法人徳島県トラック協会)

(趣旨)

第1条 徳島県トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業事務局(以下「事務局」という。)が、燃油価格・物価高騰の影響を受けるトラック運送事業者に対して、「令和5年度徳島県トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業」における支援金(以下「支援金」という。)を交付する事業は、この要項に定めることとする。

(目的)

第2条 「持続可能な物流」の実現を図るため、燃油価格・物価高騰による厳しい経営状況の中、「GXの推進」や「物流の適正化」に取り組むトラック運送事業者を予算の範囲内で支援する。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者(以下「事業者」という。)は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

- (1) 県税の全税目に滞納がない者
- (2) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を継続的に営業している者
- (3) 県内に本社又は支店・営業所等を有する中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項)を営む者
- (4) 「GXの推進」につながる「エコドライブの実施」、「環境対応車の導入」及び、「物流の適正化」につながる「運送事業の効率化」、「標準的な運賃の導入検討」などに取り組む者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、事業者が令和5年10月1日時点で保有する、徳島運輸支局又は軽自動車検査協会徳島事務所に登録されている事業用車両(被牽引車(トレーラー)など原動機を有しない車両、霊柩限定車、二・三輪車、休車扱いの車両は対象外。)に対して、種別※注ごとに区分し、支援金を支払う。

- (1) 普通自動車 1台あたり42,000円
- (2) 小型自動車 1台あたり21,000円
- (3) 軽自動車 1台あたり9,000円

2 事業者からの申請は1回限りとし、同事業者で複数回の申請は受け付けない。

※注：種別は道路運送車両法施行規則第2条に定める種別を基準とする。

(支援金の交付申請)

第5条 事業者は、支援金の交付申請を、令和5年12月15日(消印有効)までに事務局に対して、郵送(簡易書留)で行わなければならない。

2 前項の支援金の交付申請は、次に掲げる書類とする。

- (1) トラック運送事業者「持続可能な物流」支援金交付申請書兼請求書(様式1号)。
- (2) 振込先口座及び当該名義人が分かる通帳等の写し。
※一般社団法人徳島県トラック協会の会員は添付を省略可能。
- (3) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可証又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し。
※上記の書類を紛失している場合、事業証明願いでも可能とする。
なお、一般社団法人徳島県トラック協会の会員は添付を省略可能。
- (4) 支援対象車両全ての自動車検査証の写し。
※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を提出すること。

- (5) 支援対象車両一覧表兼集計表（様式 2 号）。
- (6) トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業計画書兼評価・宣言書（様式 3 号）。

（支援金の請求）

第 6 条 事業者は、計画書に基づき「持続可能な物流」に向けた取組を開始し、1 か月以上実施後に取組が一定以上達成されたと判断できた場合、令和 6 年 1 月 1 9 日（消印有効）までに支援金の請求を協会に対して、郵送（簡易書留）で行わなければならない。

2 前項の支援金の請求は、次に掲げる書類とする。

- (1) トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業計画書兼評価・宣言書（様式 3 号）。

（交付決定）

第 7 条 事務局は、前条第 2 項 1 号の内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、事業者が指定した振込口座に支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 8 条 事務局は、前条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (4) 事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するに至ったとき。
- (5) その他事務局又は県が交付決定の取消しが適当と判断するに至ったとき。

（支援金の返還）

第 9 条 事務局は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 1 5 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 事務局は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

（暴力団等の排除）

第 10 条 事務局は、この要項の施行に関し必要があると認める場合は、次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 事業者が、暴力団等であるか否かについては、徳島県警察本部長に意見を聴くこと。

2 事業者は、支援金の使途に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を構ずるものとする。

（その他）

第 11 条 この要項に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は県と協議して協会が別に定める。

2 事務局及び事業者は、支援金の交付等に関して国又は県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

（施行期日）

この要項は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。